

令和3年度 南北朝・菊池一族歴史街道事業 業務委託仕様書

1. 適用

本仕様書は、菊池市が実施する「南北朝・菊池一族歴史街道事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 事業目的

南北朝・菊池一族の歴史文化資源を持つ福岡県久留米市、八女市、小郡市、うきは市、大刀洗町（以下「連携自治体」という。）と連携し、各地域資源を活用した地域活性化に寄与することを目的とする。

3. 委託概要

- (1) 履行期間：契約締結日の翌日から令和4年3月11日（金）まで
- (2) 委託料上限額：5,672,700円（内消費税額515,700円）
- (3) 業務内容：「南北朝・菊池一族歴史街道事業」に関わるすべての業務
- (4) 履行場所：熊本県菊池市内および福岡県久留米市、八女市、小郡市、うきは市、大刀洗町内

4. 業務

(1) 委託内容

①スタンプラリー

菊池市と連携自治体に遺された南北朝および菊池一族に関連する史跡巡りを楽しみながら歴史を学べるスタンプラリーの企画に係る業務。

- ・デジタル技術を活用したスタンプラリーを企画すること。
- ・効果的な広報を行うこと。なお、チラシには操作マニュアルを掲載すること。
- ・計2回開催し、連携自治体を全て1回ずつ訪問させる仕組みを作ること。また、いずれの回にも菊池市を入れること。
- ・2等以下の賞品を手配すること。なお、特賞の賞品は菊池市および連携自治体の手配する。

②企画展示会

本事業に係る史跡等を紹介する企画展示会に係る業務。

- ・令和2年度に制作したパンフレット「菊池一族歴史さんぽ」を活用した展示パネルを制作すること。展示パネルの基本サイズはB2判とする。
- ・紙媒体による広報の他、SNSなどによる効果的な周知を行うこと。特に若い世代をターゲットとした会場装飾や広報等の工夫を図ること。
- ・菊池観光交流館における入場無料の展示会とする。10月～12月を展示期間とし、10月はメイン展示室、11月以降は規模を縮小してサブ展示室を使用する。なお、

会場利用料および会場人件費は委託料に含まない。

③まちなかミュージアム

IT や AR 等のデジタル技術と声優等を活用し、特に若者世代をターゲットとした史跡めぐりシステムの企画および制作に係る業務。

- ・まちなかミュージアムコンテンツを制作すること。

(ア) 基本事項

1. まちなかミュージアムコンテンツは、音声と動画映像によるまちなか案内を基本とし、通信機能及び GPS 機能（衛星を使用した全地球測位システム）を搭載したスマートフォン及びタブレット上で機能するアプリケーションとする。
2. 利用者所持の機器を利用する場合の対応 OS は、iOS、Android を必須とする。しかし、利用者に機器を貸与する場合は、その限りではない。
3. 制作にあたり、必要な資料は発注者等との協議のうえ提供する。
4. スマートフォン等使用中の事故や、本システムの使用に際して発生したスマートフォン等の不具合その他、本システムの利用に関する免責事項についても利用規約に記載すること。
5. 案内の利用開始起点は、菊池市観光協会（観光案内所）とし、徒歩での利用を想定したものとする。利用時間は2時間程度を想定したものとする。

(イ) 案内スポット

1. 音声案内を行うまちなか案内スポットは、15 か所以上とし、発注者が指定できるものとする。ただし、コンテンツ全体の背景を考慮し、受託者は積極的な提案を行うものとする。
2. 動画映像案内を行うまちなか案内スポットは2箇所以上とする
3. GPS の誤差範囲は半径 5m 以下を目安とすること。

(ウ) 言語及び発信される音声言語は、日本語とする。

- ・将来の拡張性を考慮し、有効な活用法について提案すること。
- ・業務期間中にコンテンツ等に不具合が確認された場合は、速やかに対応すること。
- ・業務期間中に動作の維持に影響のする事象 (OS のアップデート) が発生した場合は、これに対応すること。この際の手続き及び費用については、委託料に含めることとする。
- ・コンテンツの利用操作方法をまとめた操作マニュアルを作成すること。
- ・利用者に配布するような案内箇所を表示した MAP を制作すること。ただし言語は日本語・英語および日本語・繁体字記載の2種類とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症等の流行にともなう業務内容の変更を想定し、準備を図ること。

(3) 対象となる経費について

- ①委託契約の対象経費は、事業実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費補助、役務費、会議費、需用費、賃借料）及び一般管理費とし、備品購入については、原則認めない。
- ②事業周知、募集、実施に係る経費

③実績報告書作成費

④事業実施に係る協議に要する経費

※一般管理費は、事業費の10%までを経費として計上できるものとする。

その他、実施にあたり必要な経費で、以下に掲げる経費は、対象外とする。

- ・通常に必要なと判断される経費以外の経費
- ・事業実施に直接関係しない経費
- ・社会通念から華美と判断される経費

5. 留意事項

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、菊池市と詳細な協議を行い、菊池市の承認後に業務を遂行する。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。
- (3) 業務の内容については、社会情勢等の変化により、変更される可能性がある。その場合は菊池市、受託者の双方で改めて協議するものとする。

6. 業務実施計画書等の提出

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに菊池市と詳細な打ち合わせ協議を行うとともに、次の書類を提出し、菊池市の承諾を受けたうえで作業を進めるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 監理技術者及び照査技術者経歴書（履歴書）
- (4) 工程表
- (5) その他菊池市が指示する書類

7. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時、菊池市に報告しなければならない。

8. 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、菊池市に発生原因及び経過等を速やかに報告し、菊池市の指示に従うものとする。

9. 秘密の遵守

受託者は、個人情報保護法及び菊池市個人情報保護条例を遵守し、菊池市からの借用物及び本業務の内容及び業務に係る資料を、菊池市の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

10. 著作権の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

11. 完了・検査

受託者は、業務完了と同時に完了届、納品書類とともに成果品を納入し、菊池市の検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従い、再度、検査を受け合格により業務を完了したものとする。なお、加除・訂正等に要する費用は、受託者の負担とする。

12. 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、菊池市・受託者協議の上、受託者は委託者の指示に従い業務を遂行しなければならない。

13. 受託者の特定

本業務の受託者は、「菊池市公募型プロポーザル方式」により特定する。

14. 成果品

成果品について、以下に示す部数を提出するものとする。

- ・業務委託報告書 2 部
- ・その他関係資料一式

15. 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は菊池市に帰属するものとし、関係機関への提供など二次的な利用も可能とすること。

16. その他

（1）市内業者の利用及び資材調達

菊池市で発注する建設工事及び委託業務は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達（関係業者との取り引き）を行うこと。

また、常勤・臨時職員に限らず、できるだけ菊池市内からの雇用に努めること。

さらに、下請の発注についても、前段と同様に努めること。

（2）受注者に対する暴力団等による不当介入の排除

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）

を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

- ① 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
- ② 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。